

12346P-00

2027

年度版



よくわかる
社労士

合格するための

過去10年

本試験問題集

4 国年・厚年

TAC社会保険労務士講座・編著

TAC出版
TAC PUBLISHING Group



科目別

項目別

過去問10年分で
知識を完璧に!

1肢ごとにわかりやすい解説つきで知識が深まる!

しかも!
速習に
便利な



こたえ シート
かくす つき!

最新の
改正情報は

Web 順次
で

公開!

はじめに

社労士試験は10科目と出題範囲も広く、また内容もかなり細かくなっています。その結果、多くの受験生が学習の的を絞れずに困惑しているのが現状ではないでしょうか。ところが、過去10年間の試験問題を子細に分析・検討してみると、各科目とも、内容の類似した、極端な場合には全く同じ問題がくり返し出題されていることがわかります。したがって過去の出題傾向をしっかりと把握しておけば、ムダのない的を絞った学習が可能となるわけです。

以上のことを踏まえ本書は、過去10年間の本試験問題を、科目ごとに項目別に「一问一答形式」にまとめました。ここ最近の択一式試験では、「組合せ問題」や正解の個数を選ばせる「個数問題」も出題されていますが、一问一答形式で学習を進めていけば、どのような出題方式にも対応しうる力をつけることができます。また、選択式問題では、本試験の出題形式のまま載せてありますので、実践的な演習が行えます。

さらに、本書の解説においては、過去問を「解く」だけでなく、あわせて確認しておきたい「ポイント」や「プラスα」の知識も充実させました。

以上のような特徴をもった本書を学習することにより、「社労士本試験において何が求められているか」を明確につかむことができ、自信をもって本試験に臨むことができるはずです。

受験生の皆さんが本書を利用され、限られた学習時間を少しでも有効に活用されて、所期の志を達成されることを心よりお祈りいたします。

2026年9月

**TAC社会保険労務士講座
教材制作チーム一同**

本書は、2026年9月2日現在において公布され、かつ、2027年本試験受験案内が発表されるまで施行されることが確定しているものに基づいて作成しております。

なお、2026年9月3日以降に法改正のあるもの、また法改正はなされているが、施行規則等で未だ細目について定められていないものについては、2027年2月上旬より、小社ホームページにて「法改正情報」を順次公開いたします。

TAC出版書籍販売サイト「TAC出版オンラインストア」

<https://bookstore.tac-school.co.jp>

本書の構成と効果的な活用法

本書の構成要素

令和8年度の本試験問題を各項目の冒頭に掲載し、最新の本試験傾向が把握しやすい構成となっています。
その他は年度に関係なく掲載しています。

難問マーク

この問題は、最初は解けなくても不安になる必要はありません。解説をみて、最終的に解けるようになることを目標に進めていきましょう。

1 労働憲章、適用等

問題例題

労働基準法第3条が禁止する「差別的取扱」をするとは、当該労働者を不利に取り扱うことをいい、有利に取り扱うことは含まれない。

過去問

問1 労働基準法第1条にいう「人たるに値する生活」には、労働者の標準家族の生活をも含めて考えることとされているが、この「標準家族」の範囲は、社会の一般通念にかかわらず、「配偶者、子、父母、孫及び祖父母のうち、当該労働者によって生計を維持しているもの」とされている。

問2 労働基準法第1条にいう、「人たるに値する生活」とは、社会の一般常識によって決まるものであるとされ、具体的には、「賃金の最低額を保障することによる最低限度の生活」をいう。

問3 労働基準法第1条にいう「労働関係の当事者」には、使用者及び労働者のほかに、それぞれの団体である使用者団体と労働組合も含まれる。

問4 労働基準法第1条第2項にいう「この基準を理由として」とは、労働基準法に規定があることが決定的な理由となつて、労働条件を低下させている場合をいうことから、社会経済情勢の変動等他に決定的な理由があれば、同条に抵触するものではない。

【出題年度と問題番号の見方】

全問、出題年度と問題番号つきです。年度マークの見方は次のとおりです。

R5-1A 令和5年の択一式、問1のA肢で出題

R5-選 令和5年の選択式で出題

※出題年度・問題番号に「改」と表示している問題は、法改正等により、一部改題が入っているものです。

なお、出題年度によって、年度マークを太字と細字で分けて表示しています。
令和8年～令和4年の直近5年分は太字で強調(例 **R5-1A**)。さらにさかのぼった6～10年前の問題(令和3年～平成29年)は細字(例 H30-1A)となっています。

※労働保険の保険料の徴収等に関する法律については、労働者災害補償保険法の間8～10、雇用保険法の間8～10に分けて出題されることから、以下のように表示しています。

H30-災8A 平成30年の択一式、労働者災害補償保険法、問8のA肢で出題

H30-雇8A 平成30年の択一式、雇用保険法、問8のA肢で出題

付属の「こたえかくすシート」で解答を隠しながら学習することができるので、とても便利です。

【答1】 × 法3条、法3条が... には、有利に取り扱うことも含まれる。

【答1】 × 法1条、昭和22.9.13... 401号。標準家族の範囲は、その時々で... 理解されるべきものであるとされている。

Point 労働者が人たるに値する生活を営むためには、その標準家族の生活を含めて考えることとされている。

【答2】 × 法1条、労働基準法第1条の「人たるに値する生活」とは、日本国憲法第25条第1項の「健康で文化的な最低限度」の生活を内容とするものであるが、これは賃金の最低額を保障することによってのみ達せられるものではなく、一般の社会通念によって決まるものである。

【答3】 ○ 法1条2項。設問の通り正しい。
プラスα 労働関係とは、使用者・労働者間の「労務提供-賃金支払」を軸とする関係をいい、その当事者は、使用者及び労働者のほかに、それぞれの団体、すなわち、使用者団体と労働組合を含む。

【答4】 **Point** 設問の規定(法1条2項)については、労働条件の低下が労働基準法の基準を理由としているか否かに重点を置いて判断するものであり、社会経済情勢の変動等他に決定的な理由がある場合には、当該規定には抵触しない。

【解答の見方】

TACの過去10の解答は、問題の論点をおさえるだけでなく、周辺知識のインプットも効果的に行えるよう、解説にとくにこだわっています。

Point 超重要事項のまとめです。

プラスα 問題と一緒に確認しておきたい内容です。

まず1周目は、問題を解き、解答をあわせていくことに専念し、2周目以降は、解説を読みながら、知識の拡充をしていってください。

ここが便利！

過去問検索索引

本書の索引は過去問の番号から該当頁の検索ができるように組み立てられています。解きたい問題がすぐに探し出せて便利です。

効果的な活用法

○受験経験のある方は、年度順に解きましょう！

- ① まずはR8～4問題を解く(年度マークが太字の問題)
- ② 終わったらR3～H29問題を解く(年度マークが細字の問題)
- ③ 間違えた問題を中心によく復習

○初学者の方は、優先順位の高いものから順に解きましょう！

- ① マークなし問題を解く
- ② ①が確実に解けるようになったら**難**マークのある問題にチャレンジ！

参考 学習スケジュールのイメージ

	～ 3月	4月～ 6月	7月、8月
受験経験者	R8～4(太字)	R3～H29(細字)	間違えた問題を中心に繰り返し演習
初学者	マークなし	難 問題	

社会保険労務士試験の概要

試験概要・実施スケジュール

受験案内配布	4月中旬～
受験申込受付期間	4月中旬～5月下旬(令和8年は4月13日～5月31日) ※インターネット申込み、または郵送申込み
試験日程	8月下旬(令和8年は8月23日)
合格発表	10月上旬(令和8年は10月1日)
受験料	15,000円

主な受験資格

学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学、短期大学、専門職大学、専門職短期大学若しくは高等専門学校(5年制)を卒業した者(専攻の学部学科は問わない)

行政書士となる資格を有する者

※詳細は「全国社会保険労務士会連合会試験センター」のホームページにてご確認ください。

試験形式

選択式	8問出題(40点満点〈1問あたり空欄が5つ〉) 解答時間は80分 文章中の5つの空欄に、選択肢の中から正解番号を選び、マークシートに記入します。
択一式	70問出題(70点満点) 解答時間は210分 5つの選択肢の中から、正解肢をマークシートに記入します。

合格基準

合格基準について、年度により多少の前後がありますが、例年総得点の7割程度となります。それぞれの試験における総得点の基準と、各科目ごとの基準との両方をクリアする必要があります。

参考 令和7年度本試験の合格基準

選択式：総得点22点以上、各科目3点以上(ただし、労働者災害補償保険法、労務管理その他の労働に関する一般常識及び社会保険に関する一般常識は2点以上)

択一式：総得点42点以上、各科目4点以上(ただし、雇用保険法は3点以上)

試験科目

科目名	選択式	択一式
労働基準法	2 科目	7 問
労働安全衛生法	混合問題で 1 問	3 問
労働者災害補償保険法	1 問	7 問
雇用保険法	1 問	7 問
労働保険の保険料の徴収等に関する法律	なし	6 問
労務管理その他の労働に関する一般常識	1 問	10問
社会保険に関する一般常識	1 問	
健康保険法	1 問	10問
厚生年金保険法	1 問	10問
国民年金法	1 問	10問

過去 5 年間の受験者数・合格者数の推移

年 度	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
受験申込者数	50,433人	52,251人	53,292人	53,707人	53,618人
受験者数	37,306人	40,633人	42,741人	43,174人	43,421人
合格者数	2,937人	2,134人	2,720人	2,974人	2,376人
合格率	7.9%	5.3%	6.4%	6.9%	5.5%

詳細の受験資格や受験申込み及びお問合せは
「全国社会保険労務士会連合会試験センター」へ
<https://www.sharosi-siken.or.jp>

● CONTENTS ●

○はじめに／iii ○本書の構成と効果的な活用法／iv

○社会保険労務士試験の概要／vi

1 国年(国民年金法)

1	管掌等	4
2	権限の委任等	6
3	用語の定義	8
4	被保険者	10
5	被保険者資格の取得	18
6	被保険者資格の喪失	20
7	被保険者期間の計算、種別の変更	26
8	届出	28
9	国民年金原簿等	36
10	国庫負担	38
11	基礎年金拠出金	40
12	保険料の納付等	40
13	保険料の前納	50
14	保険料の免除	54
15	保険料の追納	66
16	督促、滞納処分、延滞金等	72
17	給付の種類、裁定等	74
18	年金の支給期間・支払期月	76
19	老齢基礎年金の支給要件	78
20	老齢基礎年金の年金額	86
21	老齢基礎年金の支給開始年齢	96
22	老齢基礎年金の失権	102
23	障害基礎年金の支給要件	104
24	障害基礎年金の併給の調整(併合認定)	114
25	障害基礎年金の年金額・加算額	118
26	障害の程度が変わった場合の年金額の改定	120
27	障害基礎年金の支給停止・失権	122
28	遺族基礎年金の支給要件	128
29	遺族基礎年金の遺族の範囲	132
30	遺族基礎年金の年金額・加算額	136

31	遺族基礎年金の年金額の改定	136
32	遺族基礎年金の支給停止・失権	138
33	付加年金	144
34	寡婦年金	146
35	死亡一時金	152
36	脱退一時金	158
37	給付の通則	162
38	国民年金基金、国民年金基金連合会	178
39	不服申立て	186
40	雑則	188
41	罰則	192
★	選択式	196

2 厚年(厚生年金保険法)

1	目的、管掌等	220
2	適用事業所	220
3	被保険者	226
4	被保険者の資格の得喪の確認	242
5	被保険者期間等	244
6	届出等	246
7	被保険者に関する原簿等	258
8	標準報酬月額及び標準賞与額(標準報酬)	262
9	保険料	272
10	督促、滞納処分及び延滞金	280
11	裁定等	284
12	本来支給の老齢厚生年金の支給要件	284
13	報酬比例部分の額	286
14	経過的加算額	290
15	加給年金額	292
16	在職老齢年金(高在老)	302
17	老齢厚生年金の支給の繰上げ	308
18	老齢厚生年金の支給の繰下げ	310
19	特別支給の老齢厚生年金の支給要件・年金額	316
20	特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢	318
21	障害者・長期加入者等の特例	322
22	雇用保険法の失業等給付との調整	324

23	老齢厚生年金の支給繰上げの特例	328
24	障害厚生年金の支給要件	328
25	障害厚生年金の併給の調整(併合認定)	334
26	障害厚生年金の年金額	336
27	障害の程度が変わった場合の年金額の改定	342
28	障害厚生年金の支給停止	344
29	障害厚生年金の失権	346
30	障害手当金	348
31	遺族厚生年金の支給要件	352
32	遺族	356
33	遺族厚生年金の年金額	362
34	妻に支給する遺族厚生年金の加算額	368
35	遺族厚生年金の支給停止	372
36	遺族厚生年金の失権	376
37	脱退一時金	382
38	保険給付の通則等	386
39	離婚等をした場合における特例(合意分割)	398
40	被扶養配偶者である期間についての特例(3号分割)	404
41	不服申立て・雑則等	408
★	選択式	416

○過去問検索索引／436

1 国年 (国民年金法)

国民年金法

凡 例

法	→国民年金法
法附則	→国民年金法附則
(60) 法附則	→昭和60年改正法附則
(元) 法附則	→平成元年改正法附則
(6) 法附則	→平成6年改正法附則
(12) 法附則	→平成12年改正法附則
(16) 法附則	→平成16年改正法附則
(23) 法附則	→平成23年改正法附則
(24) 法附則	→平成24年改正法附則
(25) 法附則	→平成25年改正法附則
(26) 法附則	→平成26年改正法附則
(令和2) 法附則	→令和2年改正法附則
(令和7) 法附則	→令和7年改正法附則
令	→国民年金法施行令
基金令	→国民年金基金令
措置令	→国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令
整備政令	→公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令
改定率改定令	→国民年金法による改定率の改定等に関する政令
則	→国民年金法施行規則
厚年法	→厚生年金保険法

国年：目次

1	管掌等	4
2	権限の委任等	6
3	用語の定義	8
4	被保険者	10
5	被保険者資格の取得	18
6	被保険者資格の喪失	20
7	被保険者期間の計算、種別の変更	26

8	届出	28
9	国民年金原簿等	36
10	国庫負担	38
11	基礎年金拠出金	40
12	保険料の納付等	40
13	保険料の前納	50
14	保険料の免除	54
15	保険料の追納	66
16	督促、滞納処分、延滞金等	72
17	給付の種類、裁定等	74
18	年金の支給期間・支払期月	76
19	老齢基礎年金の支給要件	78
20	老齢基礎年金の年金額	86
21	老齢基礎年金の支給開始年齢	96
22	老齢基礎年金の失権	102
23	障害基礎年金の支給要件	104
24	障害基礎年金の併給の調整(併合認定)	114
25	障害基礎年金の年金額・加算額	118
26	障害の程度が変わった場合の年金額の改定	120
27	障害基礎年金の支給停止・失権	122
28	遺族基礎年金の支給要件	128
29	遺族基礎年金の遺族の範囲	132
30	遺族基礎年金の年金額・加算額	136
31	遺族基礎年金の年金額の改定	136
32	遺族基礎年金の支給停止・失権	138
33	付加年金	144
34	寡婦年金	146
35	死亡一時金	152
36	脱退一時金	158
37	給付の通則	162
38	国民年金基金、国民年金基金連合会	178
39	不服申立て	186
40	雑則	188
41	罰則	192
★	選択式	196

国年：択一式出題ランキング

- 1位 給付の通則(47問)
- 2位 保険料の納付等、
保険料の免除(28問)

1 管掌等

過去問

1問1

☐☐☐

H30-3E

国民年金事業の事務の一部は、政令の定めるところにより、法律によって組織された共済組合、国家公務員共済組合連合会、全国市町村職員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会又は私立学校教職員共済法の規定により私立学校教職員共済制度を管掌することとされた日本私立学校振興・共済事業団に行わせることができる。

1問2

☐☐☐

R6-1E

国民年金事業の事務の一部は、法律によって組織された共済組合、国家公務員共済組合連合会、全国市町村職員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会又は日本私立学校振興・共済事業団に行わせることができる。

1問3

☐☐☐

R7-1C

市町村長(特別区の区長を含む。)は、国民年金法第16条に規定する給付を受ける権利の裁定(国民年金法施行令第1条の2第3号イからトまでに掲げる給付を受ける権利の裁定に限る。)の請求の受理及びその請求に係る事実についての審査に関する事務に関して、請求書、申請書又は届書を受理したときは、必要な審査を行い、これを日本年金機構に送付しなければならない。

1問4

☐☐☐

R3-6C

死亡一時金の給付を受ける権利の裁定の請求の受理及び当該請求に係る事実についての審査に関する事務は、市町村長(特別区の区長を含む。)が行う。また当該請求を行うべき市町村(特別区を含む。以下本問において同じ。)は、当該請求者の住所地の市町村である。

1答1 ○ 法3条2項。設問の通り正しい。

1答2 ○ 法3条2項。設問の通り正しい。

1答3 ○ 令1条の2,3号、則64条1項。設問の通り正しい。

1答4 ○ 令1条の2,3号へ、則62条。設問の通り正しい。

2 権限の委任等

過去問

2問1 ☐☐☐ 被保険者又は被保険者であった者からの国民年金原簿の訂正請求の受理に関する厚生労働大臣の権限に係る事務は、日本年金機構に行わせるものとされている。
R4-4E

2問2 ☐☐☐ 被保険者から、預金又は貯金の払出しとその払い出した金銭による保険料の納付をその預金口座又は貯金口座のある金融機関に委託して行うことを希望する旨の申出があった場合におけるその申出の受理及びその申出の承認の権限に係る事務は、日本年金機構に委任されており、厚生労働大臣が自ら行うことはできない。
R2-87


2問3 ☐☐☐ 被保険者の資格又は保険料に関する処分に関し、被保険者に対し、出産予定日に関する書類、子の養育の状況に関する書類、被保険者若しくは被保険者の配偶者若しくは世帯主若しくはこれらの者であった者の資産若しくは収入の状況に関する書類その他の物件の提出を命じ、又は職員をして被保険者に質問させることができる権限に係る事務は、日本年金機構に委任されているが、厚生労働大臣が自ら行うこともできる。
R2-87改


2問4 ☐☐☐ 受給権者に対して、その者の身分関係、障害の状態その他受給権の消滅、年金額の改定若しくは支給の停止に係る事項に関する書類その他の物件を提出すべきことを命じ、又は職員をしてこれらの事項に関し受給権者に質問させることができる権限に係る事務は、日本年金機構に委任されており、厚生労働大臣が自ら行うことはできない。
R2-87


2問5 ☐☐☐ 厚生労働大臣は、政令で定める場合における保険料その他国民年金法による徴収金の収納を、政令で定めるところにより、日本年金機構に行わせることができるが、年金給付の過誤払による返還金の収納は、日本年金機構に行わせることができない。
R7-87


2答1 ○ 法109条の4,1項4号。設問の通り正しい。

2答2 ○ 法92条の2、法109条の4,1項17号。設問の通り正しい。

2答3 ○ 法106条1項、法109条の4,1項28号。設問の通り正しい。

2答4 × 法107条1項、法109条の4,1項29号。設問の権限に係る事務は、厚生労働大臣が自ら行うことができる。

2答5 × 法109条の11,1項。厚生労働大臣は、政令で定める場合における保険料その他国民年金法の規定による徴収金、年金給付の過誤払による返還金その他の厚生労働省令で定めるもの(「保険料等」という。)の収納を、政令で定めるところにより、日本年金機構に行わせることができる。

2問6☐☐☐

R7-81

難

厚生労働大臣及び日本年金機構は、国民年金事業が、適正かつ円滑に行われるよう、必要な情報交換を行うことその他相互の密接な連携を確保しなければならないとされており、また、厚生労働大臣は、日本年金機構の協力の下、国民年金事業に関する事務に従事する厚生労働省の職員に対し、当該事務を適正かつ円滑に行うために必要な知識及び技能を習得させ、向上させるために必要な研修を行うものとされている。

2問7☐☐☐

R2-7A

難

日本年金機構は、あらかじめ厚生労働大臣の認可を受けなければ、保険料の納付受託者に対する報告徴収及び立入検査の権限に係る事務を行うことができない。

2問8☐☐☐

R元-11

国民年金法第10章「国民年金基金及び国民年金基金連合会」に規定する厚生労働大臣の権限のうち国民年金基金に係るものは、厚生労働省令の定めるところにより、その一部を地方厚生局長に委任することができ、当該地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

3**用語の定義****最新問題****3問1**☐☐☐

R8-31

産前産後の保険料免除期間は、死亡一時金及び脱退一時金の支給要件において、保険料納付済期間に算入される。

過去問**3問1**☐☐☐

R7-9B改

国民年金法第5条第1項の規定する保険料納付済期間には、保険料を納付することを要しないとされた第1号被保険者の産前産後期間又は育児期間は含まれるが、滞納処分により徴収された保険料に係る第1号被保険者としての被保険者期間は含まれない。

2答6 ○ 法109条の13、法109条の14。設問の通り正しい。

2答7 ○ 法109条の8,1項。設問の通り正しい。

2答8 ○ 法142条の2。設問の通り正しい。

3答1 ○ 法5条1項、平成30.12.6年管管発1206第1号。設問の通り正しい。第1号被保険者としての被保険者期間のうち産前産後期間の保険料免除の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係るものは、保険料納付済期間とされる。

3答1 × 法5条1項。法5条1項に規定する保険料納付済期間には、法96条(督促及び滞納処分)の規定により徴収された保険料に係る第1号被保険者としての被保険者期間も含まれる。

2027年度版 よくわかる社労士
合格するための過去10年本試験問題集4 国年・厚年

発行日 2026 年 10 月 14 日

初版発行

編著者 TAC株式会社 (社会保険労務士講座)

発行者 齋藤智記

発行所 TAC株式会社 出版事業部 (TAC出版)
〒101-8383 東京都千代田区神田三崎町3-2-18

電話 (営業) 03-5276-9492

FAX 03-5276-9674

<https://tacpub.jp>

© TAC 2026

管理コード 12346P-00

〈ご注意〉

本書は、「著作権法」によって、著作権等の権利が保護されている著作物です。本書の全部または一部につき、無断で複製(コピー)、転載、改ざん、公衆送信(ホームページなどに掲載すること(送信可能化)を含む)されると、著作権等の権利侵害となります。上記のような使い方をされる場合、および本書を使用して講義・セミナー等を実施する場合には、小社宛許諾を求めてください。